



Title	商業資本と協同組合に関する一考察
Author(s)	三浦, 賢治; MIURA, Kenji
Citation	北海道大学農経論叢, 38, 19-37
Issue Date	1982-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10958">https://hdl.handle.net/2115/10958</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_p19-37.pdf



# 商業資本と協同組合に関する一考察

三 浦 賢 治

I. 問題の所在	19
II. 「商業資本」説と協同組合	21
III. 農産物市場への商業資本論の適用	26
IV. 商業資本論の展開と協同組合	34
V. 結 語	37

## I. 問題の所在

今日わが国の農業協同組合は、農業・農村において巨大な経済力を持つに至っている。今日の農協問題は、この経済力を背景に、進展する日本農業の構造変動のなかで、農協自体の進路と活路をめぐって混乱と模索を続けていることにある。

このような今日的な農協問題を解明する上で、現在最も実りある成果を上げているのは、いわゆる「民主的農協論」をめぐる議論であろう。各農業地域における農協の実践活動の再発見を基礎に提起されるこの理論は、わが国農協の独自性と自主的発展の可能性を認識し、これを地域農業と日本農業の発展に役立てようとするものである<sup>1)</sup>。しかし、これらの積極的意図にも拘わらず、なお農協理論としては十分に体系化されているとは思われない<sup>2)</sup>。

本稿は、以上のような今日の問題視角から、これまでの農協理論を継承・発展させる試みの一つとして協同組合を商業資本と規定した農協理論の理論的考察を行なう。

ところで、今日の協同組合理論の主潮流の一つは、いうまでもなく「近藤

- 
- 1) 本稿の問題意識と研究方向も基本的にこのようなものである。なお、本稿は次のような研究動向に多大の啓発を受けている。代表的なものに、佐藤正著『地域農政の指針—地域農業のあり方と農協』農山漁村文化協会、1981年。太田原高昭著『地域農業と農協』日本経済評論社、1979年。
  - 2) 太田原高昭稿「農協をめぐる理論的諸問題」(『農業協同組合』1978年1月号)。

理論<sup>3)</sup>であろう。これによって、協同組合の原型・本質・機能・歴史的展開という研究上のパターンが確立したのみならず、経済学の応用として、協同組合資本の本質規定「それ自体を資本と称しがたいような零細な出資によって形成されたところの商業資本の企業形態である<sup>4)</sup>」が与えられた。そして、このような「拘束された商企業」の「商業利潤節約的機能」によって、協同組合の資本主義社会での介在の合法性が解明されたのである。

その後の協同組合論は、この「近藤理論」の継承・批判・発展の試みとして位置づけられる。とりわけ近年は、高度成長に伴う農業市場構造の変貌を反映し、農業市場論の体系化が進められるなかで、協同組合論はその一環として論じられる傾向にある<sup>5)</sup>。とはいえ、なお、協同組合資本をめぐる「この問題の究明はなお残されていると思われる<sup>6)</sup>」。とくに、今日では農協の経営の在り方そのものが問われているのであり、協同組合資本をめぐる問題は避けて通れない緊急の課題となっている。

そこで本稿では、協同組合の「商業資本」説を、商業資本論の適用という視角から理論的に検討し、今日的視角からの協同組合の再理解を試みる。考察の範囲は、わが国の総合農協を念頭におきつつ、主に、農産物流通に介在する商業資本と農協との相互関連の解明におく。その際、農産物市場論（小農の主産地形成と商業資本）という枠組みのなかで<sup>7)</sup>、精力的な研究を続けておられる北海道の研究者をとり上げる。

- 3) わが国の協同組合研究の動向については次を参照。白井晋稿「わが国における協同組合研究」（『農業研究研究』第 50 巻，第 4 号，1979 年）。
- 4) 近藤康男著『新版協同組合の理論』御茶の水書房，1966 年。
- 5) 前掲白井稿，183 ページ。なお、本稿は、協同組合は農産物市場論のなかに正当に位置づけられるべきとは思いますが、協同組合論の解明にとって、さしあたり、流通問題と市場問題を区別し、流通問題のなかで商業資本論の適用として協同組合を原理的に究明することは、なお、必要な手続きと考える。流通問題と市場問題については次を参照。白井晋稿「農産物市場・流通の『国家独占資本主義的編制』について」（新潟大学『経済論集』第 19 号，1974 年）。
- 6) 前掲白井稿「研究」181 ページ。
- 7) このような研究方法は川村啄教授によって先駆的に提起され、その後、北海道の研究者によって精力的に発展させられたものである。このような研究体系の一端は、北大『農経論叢』第 25 集，1968 年，にみられる。

## II. 「商業資本」説と協同組合論

1. 近年において、「商業資本」説の系譜に立ちながら、農協理論の体系的整理を行なったのは山田定市氏である<sup>8)</sup>。

山田氏によれば、資本主義社会における協同組合の介在の合法性をみる際、「その基本視角は、小農の農業生産における農産物商品化構造の歴史的变化と、商業資本の機能と形態の歴史的变化という二つの側面から、その相互規定のなかに、農協の経済的機能の特質と歴史的变化をみようとするものである<sup>9)</sup>。そして、協同組合一般を「資本」とみる視点から発表された諸論稿を検討した結果、「流通協同組合にとってもっとも密接な関連をもつ商業資本についてすら十分な検討が行なわれているわけではない。さらに、協同組合の本質を明らかにするうえで、構成員の経済的性格が十分に吟味されていないため、とかく協同組合じたいの組織上ないし運営上の特徴だけを重視して、そのうえに立って協同組合の本質を規定しようとする傾向が強くなりがちである<sup>10)</sup>」と総括される。

このような基本視角の設定と研究史の総括は、十分に説得的なものであり、農協論研究において一つの画期をなすものといえよう。山田氏によって、小農が商品生産者として純化・成熟していく過程を重視しつつ、展開される農協論の骨子は次のようである。

まず、小農の協同組合が成立する根拠は、前期的商業資本による小農の収奪によってえられるが、前者が後者を排除する条件は小農の商業化の進展である。つまり、小農が小農のまま商業化するばあいは、前期的商業資本の存立が困難となり、委託売買を基本的な取引形態とする農協が進出する。さらに、流通機構が収集・仲継・分散に段階分化した段階では、仲継過程で近代的商業資本が進出してくるのに対し、収集過程への進出は困難であり、かわって農協が進出する。

---

8) 山田氏の農協理論は『現代の農協理論』(全農協労連, 1973年)に体系化されているが、ここではその理論的前提をなす次の二つの論文を考察の対象とする。

[1] 「商業資本と協同組合」(北大『農経論叢』第25集, 1968年)。

[2] 「国家独占資本主義と農業協同組合」(北大『農経論叢』第27集, 1970年)。

9) 山田前掲稿 [2] 68ページ。

10) 山田前掲稿 [2] 22ページ。

ついで、独占段階では、商業資本の手数料商人化が一般化するなかで、本来的に手数料商人である農協は、独占資本の流通合理化の要求に適合するものとして存立・進展する。

さらに、国家独占資本主義のもとで、激化する市場問題に対応し、構造政策とともに市場政策が推進される。この市場政策の実現機構として農協は最もふさわしく、農協自身もまた自らの存立条件をこれらの政策のなかに求めている。

2. このように、山田氏の農協理論は、組合員の経済的性格、商業資本の機能と形態、市場問題という体系のなかに、「ほぼ一貫した論理」で協同組合を位置づけている。しかしながら、この理論的明快さにも拘らず、なお根本的な点において疑問を持たざるをえない。さしあたり、念頭に浮かぶのは、山田説では農協があまりにも消極的な諸条件の受容基盤とされていることであり、農協の商業資本としての独自の性格やそれ自身の内在的な行動原理の解明としては不十分である。以下、この疑問を手掛りに筆者なりの山田説理解を示しつつ考察を加えたい。

(1) なぜ、協同組合は前期的商業資本と対抗しうる可能性をもつものか、また、結局は前期的商業資本を排除しきれないのはなぜか。

山田氏によれば、小農民的生産という前期的商業資本と共通の基盤に立つにも拘らず、農協が存立しうる根拠は、農協の具体的取引形態が委託にもとづく共同販売であることに求められる。さらに、農協の委託商業に商業資本として独自の形態を与えるのは、農協が小農との「密着性」を保持していることによる。

後者の点、山田説の基本概念をなす「密着性」は常識的には受け入れやすい<sup>11)</sup>。しかし、「協同組合が組合員の個別経済から自立していない」、あるいは、「農協は生産者の商品資本の自立したものではなく、販売機能の小農からの自立である」といっても、前期的商業資本との根本的相違を説明するものではなく、ましてや前期的商業資本と対抗して存在しうることを論証する

11) 「密着性」による協同組合の特徴として上げられているのは、①協同組合の取扱う商品が組合員経済と直接関連するものに限られ②その運営は組合員自身により③運営の責任は組合員にある、の三点である。これらは協同組合の「組織」としての特徴は表わすが、資本機能の独自性を表現するとはみなせない。

ものでもない。協同組合の商業資本としての独自性を解明しようとする立場からは、協同組合の経済的機能を小農経済の直接的延長であるかのように解することは受け入れがたい。それでは、農業で収集及び分散過程に広汎に成立する農協を独自の分析する視点・意義を曖昧にすることにつながると思われるからである。

そこで、より積極的に展開されている前者の点、「協同組合は本来的に委託商業である」ことを検討しよう。

まず、なぜ先験的に農協の取引形態が委託販売と前提しうるのかが疑問であるが、この点は次項で検討する。それはともかく、山田氏は、協同組合は委託商業であることによって、①「商品売買に投下されるべき『商業資本』を全面的に節約することができ」②「商品売買の技術操作に支出される『商業資本』……(も)……協同組合の商業機能の如何によってはかなり節約できる可能性をもつ」<sup>12)</sup>、そして、このことが協同組合が前期的資本に対抗しうる根拠を与えるとされる。しかし、商業資本が節約できるからといって、直ちに小農が農協共販に結集する、あるいは農協が前期的資本に対して優位にたつことを論証するものではない。なぜならば、委託商業では価格形成機能が基本的に喪失されているのであり、一方前期的商業資本はいぜんとしてそれを保持している。また、商品の買取りは、小農にとっては資金の前貸的機能や信用の供与の機能を持つのである。このようななかで、小農が農協共販を一義的に自己にとって有利とみなすことには無理がある。さらに、農協が委託商業として成立しうるためには、後述するように、少なくとも商業信用の一定の発展と「買手を確保」しうるという前提が必要なのである<sup>13)</sup>。前期的商業資本を問題とするこの段階で、農協がこれらの前提を確保するとはみなしえないのである。このように、商品買取資本の節約は、農協の存立しうる抽象的な可能性を示しえても、その現実性を十分に論証するものではない。

このような難点を生む原因は、一方で想定される前期的商業資本が「完全機能仲卸商」<sup>14)</sup>であるのに対し、これに対比される委託商業の類堆による農

12) 山田前掲稿 [1], 28 ページ。

13) 森下後掲書 [1], 222 ページ以下。この点は後に詳しく述べる。

14) 全ての流通機能（購買・販売・保管・信用供与・危険負担情報提供等々）を遂行する商業資本の意味。なお、前掲森下 [3], 150 ページ参照。

協は、商業資本の本来的機能の一部が述べられているだけである。また、全国市場の未形成が想定されるこの歴史段階では、金融機能といわゆる「追加的生産過程」が前期的資本の主要な活躍の根拠であるにもかかわらず、それらが触れられていない。このようにして、委託売買資本からの直接的類推によっては、協同組合成立の論理は十全にとらえられないといえよう。

(2) なぜ独占段階での流通機構再編に農協は適合しているか。

山田説をさらに詳しくみれば次の通りである。独占段階ですすむ商業資本の手数料化の傾向は、農業にも及ばざるをえないが、委託販売によって事実上手数料商人である農協は、①「手数料商人の一般的介在の条件が未成熟のなかにあっても……それと同じ機能を果すことができ」<sup>15)</sup> ②「独占産業資本は……農協の存立に対する何らかの資本投下の負担もなしに、独占利潤追求のため農協を動員することができるのである」<sup>16)</sup>。このようにして、農協は前期的商業資本の排除とともに、独占資本の要求にも合致するのである。

ここで検討すべきことは、商業資本の手数料商人化の傾向が、農協においていかに具体的に展開するか、そのなかに協同組合がいかに位置づくかである。しかし、この点の考察は次項にまわし、ここでは、山田氏の論理展開に関する疑問を問題提起として示しておきたい。それは、山田氏では独占段階での小農の経済的性格には、商業的農業の一層の進展として触れているだけである。また、協同組合は前期的商業資本の排除にも、独占資本の要求にも適合するものとして、いわば同次元のものとして論じられていることである。つまり、独占段階での協同組合の固有の機能・性格を抽出しえていないことにみるように、協同組合の歴史的な性格変化の解明には十分成功していない。その原因は、農協が手数料商人化の傾向に「適合するから」存立するという論理展開の方法によると思われる。「適合」の論理では、存在の「蓋然性」は示しえても、その「必然性」を論証するものではない。つまり、協同組合の内在的論理として、その成立と発展を解明しえないのである。

(3) なぜ、農協は国家独占資本主義の政策実現機構に適合しているか。

山田氏の結論は、「ひとつには、国家独占資本主義が農業に対する市場政策の一環として遂行する流通機構の再編成の方向に、農協がもっとも適合し

15), 16) 山田前掲稿 [2], 75 ページ。

ているからであり、ふたつには、同じくこの時期の農業政策の基調をなす選別分断政策を実施するうえで、それに適した組織的特質（分解の起点に立つ小農を広範囲にかかえていること一筆者）を有しているからである」<sup>17)</sup>。

本稿では、国家独占資本主義の市場政策については詳しく触れないが、次の二点は山田氏によっては十分に解明されていない点として確認しておかなければならない。一つには、山田農協論では国家独占資本主義の段階で、市場問題の激化に対応して市場政策が打ち出され、このなかに農協の存立条件が与えられているということである。つまり、国家の農産物市場への介入を国家独占資本主義の段階に主としてみられるものとして理解してよいかどうかである。また、「農協が市場政策のなかに存立条件を与えられる」といわれるばあい、その具体的な論理と内容をいかなるものとしてとらえるべきか。二つには、同様にこの段階で農協の組織としての特質が論じられることである。そもそもの成立の当初から、農協は組織的特質をもつのであって、組織は組織として、また独自に展開されるべきものではないだろうか。

ここで印象づけられることは、この段階の農協の性格・機能が市場政策や組織的特質による外的な条件によって説明され、既にみた委託商業の自立的な展開の論理として首尾一貫していないことである。この原因は、既にのべた論理展開上の難点と同時に、「農業における商業の展開」<sup>18)</sup>の独自の過程をそれ自身として析出しえていないこと、それ故、農協の性格変化を十全に把握されえないこと、にあると思われる。

以上、山田説の検討によって、委託売買資本＝手数料商人の直接的適用によっては、農協の商業資本としての独自の性格とその歴史的展開を十分に説明しえないことが示された。しかし、山田氏は、農産物市場での手数料商人化については、次にみる三国英実氏の諸論稿にみるような理解を前提にしていると思われる。そこで、この点について多くの成果を上げられた三国氏の説を考察しよう。

---

17) 山田前掲稿 [2], 82 ページ。

18) 「農業における商業」あるいは「農業の商業」という表現は、必ずしも適切なものではない。しかし、協同組合論の解明にとって、農産物流通によってのみはとらえられない、購買や信用をも視野に入れなければならないこと、また、資本主義の蓄積・再生産過程で問題とされる農産物市場論との同一視をさけたいために用いる。「農業部門における商業資本の全運動」ほどの意で用いる。

### III. 農産物市場への商業資本論の適用

1. 三国氏は、商業経済論の諸成果に依拠しつつ<sup>19)</sup>、農産物取扱商業資本の分析を通じて、農産物市場の手数料商人化を解明した。その理論的解明は、農産物取扱商業資本の本質・機能については「手数料商人化」<sup>20)</sup>の論理として、また、その形態については流通機構の「段階分化」<sup>21)</sup>の論理によって体系的に示された。

三国氏による理論的前進は、これまでの前期的商業資本の排除を直ちに農産物流通の近代化と短絡する理解を批判し、仲継過程にある商業資本の「近代化」を明示することによって、農産物市場の発展段階を論理的に一貫して解明したことにある。つまり、生産が単純商品生産であるかぎり近代的商業資本は本来的に成立しえないため、農産物流通の「近代化」の意味が不明確

19) 「科学的経済学」の立場に立つとされる森下二次也氏を中心とする商業経済論の体系に依拠して、予め本稿で用いる諸概念を整理しておけば次の通りである。

- (1) 資本制的(近代的)商業資本の概念は、商品買取資本・売買操作資本・危険準備資本を含み、商品買取資本が商品の価値実現という決定的な役割をはたす。
- (2) 商業資本の機能は、総体的機能の消極的側面として流通時間の短縮と流通費用の節約、積極的機能として市場の拡大・創造。また、個別的機能は商人の再販売購入を本来的機能、副次的機能として金融および信用供与、危険負担があげられる。
- (3) 商業費用というときは、広義には商品買取のために投下される貨幣資本を含むが、流通費用は売買に伴う純粹流通費用と、運輸・保管等の物的流通費用を含む。
- (4) (資本制)商業というばあい、運輸・保管等のいわゆる「流通に延長された生産過程」を含めて用いるが、これらの付帯活動は、一定の条件のもとで個別資本として自立化していくものとされる。なお、本稿では、角谷登志雄氏にならって「追加的生産過程」と表現する。

[参考文献]

- 森下二次也著 [1]『現代商業経済論』有斐閣、1960年。  
 森下二次也編 [2]『商業概論』有斐閣、1967年。  
 森下二次也監修 [3]『商業の経済理論』ミネルヴァ書房、1976年。  
 角谷登志雄著『現代の商業と変革』ミネルヴァ書房、1976年。
- 20) 三国英実稿 [1]「農産物市場における手数料商人化に関する一考察」(『農業経済研究』第35巻、第1号、1971年4月)。
- 21) 三国英実稿 [2]「農産物市場の展開と商業資本」(北大『農経論叢』第28集、1971年)。

であり、それ故、独占段階での手数料商人化も十全に解明しえなかった。この点に対し、三国氏は農産物取扱商業資本といえども仲継過程においては「近代的」な「委託売買資本」が成立することを示し、これが独占段階での非独占資本間の競争のなかで実質的にも手数料商人化していくものとされたのである。さらに、ここを基点に農産物流通の段階分化を解明し、手数料商人化の傾向が、収集及び分散過程へも及ぶものとされ、農協の手数料商人化も位置づけられたのである。このようにして、山田氏が農協を委託商業＝手数料商人とみなす理論的前提が与えられたのである。

しかしながら、三国氏への根本的疑問もまた、この核心的部分から発生するのである。以下、三国氏にならない商業資本論研究の諸成果に依拠しながら、考察を行なう。

(1) まず、考察されなければならないのは、なぜ、いかにして仲継過程の農産物取扱商業資本が近代的な商業資本として成立しうるのか。それを委託売買資本の応用によって十分に論証しうるのかどうか。

一般に、商業資本論の論理展開においては、委託売買資本は、まず商業資本が産業資本から自立し、この自立化した商業資本の無機能化として位置づけられる。後者の点、無機能化の要因をなすものは、一つには商業信用の発展によって（商品買取資本の投下がなく）売買が名目的なものとなっていること、二つには買手が確保されているという条件のもとで、売買の形式そのものが放棄されることである。小農の生産物を取扱う商業資本が委託売買資本であることを論証するためには、この二点が前提されなければならないが、三国氏によっては積極的に展開されていない<sup>22)</sup>。

次に、より根本的な疑問は、無機能化の論理的前提である商業資本の自立化との関連で生まれる。委託売買資本の手数料は、売買操作資本の投下を根拠に、商品買取資本の投下＝価格形成機能を根拠とする売買差益としてではなく、商品の価値実現後の委託者からの一定割合として、この資本全体の平均利潤率に等しくなるように定まる。明らかに、そこでは剰余価値の「控除」から「分与」への転換がみられる。しかし、委託売買資本概念を小農的農業

22) 商業信用は商業資本の運動にとって論理的・歴史的にも重要な位置を占めると思われるが、十分には触れられていない。

に應用するばあい、その平均利潤を「分与」しうるのは、小農か社会全体に他ならない。ここに、農産物取扱商業資本を委託売買資本とみなし、これによって近代的商業資本の確立をいうことに根本的難点が生じる。つまり、小農は委託売買資本に剰余価値を分与することは論理的に不可能なのである。

さらに、商業資本の機能変化をみる上で、近代的商業資本はその売買行為において使用価値の量と質から制限を受けないことが前提されている点である。近代的商業資本は、あらゆる生産のあらゆる商品をほぼ無制限に売買集中できることによって、総体的機能として、流通時間の短縮と流通費用の節約を実現し、産業資本全体の平均利潤率の上昇（正確には下落を阻止）をもたらすことによって、介在の合法則性が与えられる。この論理が、はたして小農の農業生産物を取扱う商業資本にも貫くであろうか。農産物の腐敗性・嵩高性という商品特性上の使用価値的制限と同時に、より決定的なのは、農業の土地生産からくる生産周期の制限である<sup>23)</sup>。そこでは、商業資本の介在によって流通時間が短縮されるからといって、生産時間は短縮しえないのである。それ故、農業生産の「平均利潤率」は上昇しえないのであり、これは近代的商業資本の介在にとって絶対的制限をなすといえよう。

また、この使用価値的制限は、小農生産の小規模・分散性によっていっそう増幅される。

このようにして、農産物取扱商業資本を委託売買資本とみなすことには重大な疑問が提起された。しかしなお、三国氏による農産物の流通機構の具体的解明について検討されなければならない。

(2) 次に検討すべきことは、第一に、農産物の流通機構の段階分化はいかに進むか、第二に、それは独占段階でどのような変化をうけるか、そして第三に、そこで農協がいかに位置づけられるか、である。なお、この段階分化の論理は、競争と信用を楨干とした商業資本の集積と集中による流通機構の編成の論理を示すが、商業資本論の展開・上向のなかで、具体的現実を解明する媒介項として重要な位置を占める。

23) この点は、三国氏も認めておられるが、氏のばあいこのような使用価値的制限にも拘らず、蔬菜、養豚、養鶏を例に上げ、農業においても商業資本はその回転速度を高めうるとしている。しかし、土地利用型農業のばあい、生産時間を短縮することは絶対的な限界があるとみなすべきであろう。

三国氏は、森下氏に依拠しつつ商業資本の段階分化を紹介し、ついで、「農産物取扱商業資本のばあいにも、仲継卸売商業資本から小売商業資本までの段階分化は、商業資本の段階分化とまさに共通した特質と論理をもつであろう」<sup>24)</sup>とする。そして、農産物の段階分化の特殊性は収集過程にあり、一方で成立した仲卸売商業資本がますます大規模になればなる程、零細な小農との間に収集卸売資本の介在と展開を必要ならしめるとされる。

さて、商業資本の段階分化は、商業資本の自立化の必然性の延長にもとづくいわば自己修正として、卸売商業資本と小売商業資本が分化し、さらに、卸売商業資本内部で仲継卸売資本と分散卸売資本が分化する<sup>25)</sup>。ここでは「取引総数最少化の原理」<sup>26)</sup>が働き、全体として商業資本が節約されるのである。そして、自由競争段階では、これらの商業資本は継起的に相互に接合し、回転によって媒介しあっている。

三国氏の論理との比較で検討すべき課題は、商業資本の段階分化は「商業資本の自立化の必然性の延長」にもとづくのに対し、収集過程にある農産物取扱商業資本のばあいは、仲継卸売商業資本の大規模化から段階分化が進むとされている点である。では、そもそも農産物の仲継卸売商業資本を生み出す論理は何か。この説明が都市への人口集中や全国市場の成立など外的条件

24) 三国前掲稿 [2], 117 ページ。

25), 26) 森下前掲書 [3], 第7章。

「取引総数最少化の原理」は、例えば、「いま10人の生産者に対して100人の小売商があり、各小売商がそれぞれ10人の生産すべてと取引するものとすれば、取引総数は、 $10 \times 100$ つまり1000となる。ところが、両方の間に2人の卸売商が存在し、すべての取引がこれを介して行なわれるとすれば、その取引数は生産者と卸売商の間の20と卸売と小売商の間の100(卸売商がそれぞれ全部の生産者と取引するとすれば、小売商はいずれか一方の卸売商と取引すればよいから)、合わせて120で足りることになる。」(同上, 126ページ)。このことによって流通費用が節約されるのである。しかし、「個人的消費者に対応する商業資本は消費のもつ小規模性、分散性、個別性によって制限されざるをえない」。ここに、「売買の集中と分散の矛盾」があり、それ故小売商業の分離が行なわれる。ただ、注意しなければいけないことは、「だが、それはあくまでも使用価値視点からみた問題の解決であって、『販売の困難』が除去されることにならないことはいうまでもない」。なお、農産物の収集過程への商業資本の介在の合理性も、この「原理」と類似したものとして理解できる。しかし、農産物のばあい、価値視点からみて著しい独自性が与えられるのである。

によってなされ、「自立化の延長」にみるように商業資本に則した論理からは導出されていない。同様のことは、収集過程に介在する商業資本においても指摘される。いいかえれば、仲継・収集過程での農産物取扱商業資本の出自が十分合理的に説明されていないといわなければならない。

それでは次に、独占段階での農産物流通機構の変化をみよう。三国氏は独占段階での商業資本排除の傾向を次のように要約される。「このばあい、商業資本の排除による商品販売の困難性がともない流通費用は減少するどころか、むしろ加重するのが普通である。それにもかかわらず、独占資本がさらにその方向を追求するのは、そのことによる独占価格の維持と高利潤の確保のためであり、独占資本はむしろ追加的費用を独占価格の中につけ加えることにより、その負担は独占資本が負うのではなく、結局は中小生産者、中小商人、消費者に転化されるのである」<sup>27)</sup>。このような傾向は、農産物流通にも及ぼざるをえないが農産物流通のばあいは次の二つの傾向をとる。「第1は農産物流通の各流通段階で商業資本の合理化と排除が進展する。第2に、農産物の流通段階は存続しているとしても商業資本が排除されるばあいで、これは、収集・仲継・分散の各商業資本がそれぞれ他の流通段階を排除するので様々な形態がありうる」<sup>28)</sup>。そこで第2の点の前提となる第1の点では、ますます大規模化する仲継卸売資本が、危険負担と運送費その他の諸負担をより弱少な収集及び分散過程の商業資本に転嫁し、その合理化を押し進めるものとされる。これに対し、収集過程にある商業資本は、小農生産からの前期的収奪の強化によって対応しようとするが、それには限界がある。ここに、農産物販売組合が成立する。

しかし、この説明によっては、独占段階での農産物流通の変化の方向とその独自性が十分整合的に明らかにされているとは思われない。このことをみるために、商業資本の排除について敷衍しておこう。

さて、森下氏によれば、独占段階の商業資本の変化の方向は、膨張傾向と収縮傾向として区別され、段階排除は収縮傾向のとり二つの傾向の一つと位置づけられている<sup>29)</sup>。ひとつは、流通資本自体の消滅に基礎をおく流通費用

27) 三国前掲稿 [2], 123 ページ。

28) 三国前掲稿 [2], 123 ページ以下。

29) 前掲森下書 [1], 245 ページ以下。

節約的な収縮傾向である<sup>30)</sup>。こういった、潜在的な収縮傾向が商業資本に及ぶ形態が独占資本の要請を受けて商業資本の集積と集中大規模化が進み、社会的流通費用が収縮するのである<sup>31)</sup>。今ひとつは、商業資本存立の根拠があるにも拘わらず、別個の理由によって商業資本の収縮するばあいであり、これが商業資本の排除といわれるものである。後者のばあい、流通費節約とはいえず、独占資本の価格(市場)支配を根拠に、商業資本排除にかかる費用を基本的に中小生産者や消費者へ転嫁できるのである。

三国氏の2つの方向は、森下氏のこの整理に依拠していると思われるが、商業資本排除の理解において、両者には大きな相違がみられる。三国氏では、商業資本の排除は「独占資本主義のもとでの商業資本の合理化がさらに進行したものである」<sup>32)</sup>ととらえられている。しかし、森下氏にみるように、流通費節約的な「商業資本の排除」(必ず排除されるとはかぎらない)と、むしろ追加的費用を必要とする商業資本の排除とは全く異なった論理である。三国氏のこのような理解の曖昧さは、独占段階で進む農産物流通の合理化がいずれの論理によるものかを曖昧にし、次のような難点を生むことにつながる。

まず気がつくことは、森下氏の意味での商業資本排除は、小農生産であるかぎり小農は価格支配力を持ちえず、また、追加的流通費用を他者へ転嫁できないのであるから、基本的に成立しない。小農では、商業資本排除への志向はあるにしても、それを現実化できないのである。では、仲継卸売商業資本は商業資本排除を担いうるか。かの商業資本にとって、収集・分散過程にある商業資本への危険負担の転嫁は望ましいものではあっても、それら商業資本を排除して、新たな流通費用の負担を行なうとは考えられない。このようにして、農産物流通の商業資本排除は、小農及び仲継卸売商業資本以外の

30) 森下氏によれば、産業組合(中小生産者の協同組合)は、商業資本のこのような収縮傾向のなかにとらえられている。そして「……組合に糾合されるような中小生産者の従前の取引先は商業の蒐集段階であり、そして組合の共同販売によって直接仲継過程と結びつきうるようになったとすれば、蒐集段階は自ら排除されることとなるであろう」(前掲森下書 [1], 265 ページ)とされる。

31) このばあいでも、時として「商業の一定の段階を解消させる作用をするということがあることは、注意されなければいけない」(同上, 257 ページ)。

32), 33) 三国前掲稿 [2], 132~133 ページ。

第三者によって説明されなければならない。

そこで今度は、森下氏の意味の商業資本の収縮傾向が、農産物流通においていかに現われるかを、回転と競争の考察によって検討しよう。つまり三国氏の第1の方向の合理化の説明の妥当性を検討することである。

さて、一般に商業資本の集積と集中は、商業資本間の競争によって進むが、その競争手段はいかに回転を早めるかである。三国氏によれば、仲継過程にある卸売商業資本はいちはやく前期的性格から脱却し、平均利潤率の形成へ参加する。「そればかりではなく農産物の仲継過程にある卸売商業資本が、その運動すなわちG-W-G'において、最初の購買過程G-Wで取扱う農産物は、すでに収集過程に介在する商業資本の利潤も含んだ商品資本である。したがって、仲継卸売商業資本の農産物の取扱は資本主義的商業資本が産業資本の商品資本を取扱うばあいと共通した性格をもつものとなる。しかし、そのためには農産物市場の全国的な発展を必要とするであろう」。しかし、農産物取扱商業資本の特徴は収集過程にあり、農産物の使用価値に規定され回転は制限される。「しかし、収集過程にある商業資本といえども、その回転速度を高めるために、収集期間のことなるちがった種類の農産物を取扱ったり、また、農民の必要とする生活手段や生産手段を取扱っていることはいうまでもない」<sup>39)</sup>。このように、ここでは、農産物取扱商業資本といえども、収集過程にあるものを含め、一般の商業資本と同様に平均利潤率をめぐる競争に参加するものとみなされているのである。また、独占段階では、非独占部門では平均利潤率以下の利潤率をめぐる競争が展開するとされている。ここでは明らかに、農産物取扱商業資本と近代的商業資本が同一視されている。そこでは、農産物流通においても、近代的商業資本と同一の競争が働く想定されており、いわば「純粹(完全)競争市場」が前提されているのである。

以上のような理解では、農産物流通と農産物取扱商業資本の独自性は解明されえず、また、独占段階の変化の方向の理解も不十分なものになると思われる。それ故、農協の商業資本としての特殊性は整合的に解明されず、ただ「農協が手数料商人化に適合するから存立する」という結論が導かれたといえよう。結局、農産物市場・流通の解明にあたって、委託売買資本の適用から出発することは受け入れがたいと結論せざるをえない。

2. これまでの考察の帰結は、農業の商業を解明するためには、商業資本論が有効な視座と分析概念を与えるにしても、商業資本論の直接的適用によっては不可能であるということである。そこで、これまでの考察の範囲内で自説を仮説的に提示しておこう。

農産物取扱商業資本は、それが小農の生産を基盤とするかぎり、本来的に近代的商業資本としては成立しえないとすべきであろう。それは、たとえ伸縮過程にあるものであれ、また、全国市場の成立した段階であれ、前期的商業資本としての本質はかわらない。この農産物取扱商業資本は、商業資本の本来の機能にかぎらず、信用・保管、運輸などあらゆる機能を駆使して、絶えず不等価交換への内的動因をもつ。その収奪の対象は、小農であると同時に、社会全体なのである。もとより、このことは、農産物市場におけるより根本的な農工間の不等価交換の原因をなすものではないが、商業資本が農産物流通を担うことにより、より一層加重された形で市場問題が現象せざるをえない。ここに、もはや潜在的に国家の市場介入が要請されているのである。

独占段階における農産物取扱商業資本の手数料商人化の傾向は、国家的な市場介入政策による商業資本の機能制限の一表現といえる<sup>34)</sup>。これと、近代的商業資本の無機能化である委託商業との形式的同一性を混同してはならない。後者の無機能化のためには誰も新たな流通費用を負担する必要がないのに対し、前者の機能制限のためには国家（社会全体）がその費用を分担しなければならないのである。また、商業資本の手数料水準は、平均利潤率や独占価格によって合理的基準が与えられるのに対し、農産物の場合はそのような内在的基準が与えられていない。このようにして、農産物取扱商業資本の手数料商人化は、国家的な市場政策による機能制限によって、その形式が強制されたものとみなすべきであろう。

ところで、農産物取扱商業資本の手数料商人化は、そのあらゆる商業機能が制限・統制されないかぎり、絶えず不等価交換の可能性をほらみ究極的には完成されないであろう。段階排除にみたように、商業資本が存在しうる根

---

34) 本稿では、独占資本主義の段階ですでに農産物市場政策が本格化するとみなしている。そこでの機能制限は、農産物種類や農産物市場の相違によって一様に進むとはいえないが、基本的には商品買取資本の投下＝価格形成機能の制限をめぐる進みであろう。この点の体系的解明は他日を期したい。

拠があるにも拘わらず、これを排除するためには、排除にかかる追加的費用を誰かが負担しなければならない。ここに、協同組合が位置づいてくる。

段階分化の考察からの結論は、農産物取扱商業資本の段階分化は、近代的商業資本の段階分化の論理によっては説明できないということである。農産物流通に介在する商業資本は、前資本主義的の出自をもって自生的に存立している。そこでの収集・仲継・分散の各過程は商業資本の回転によっては十分に媒介されていないのである。それ故、農産物の流通機構は、商業資本の継起的・整合的な流通機構ではなく、まさに分断の流通機構<sup>35)</sup>といえよう。この流通過程に存在する商業資本には、自ら流通合理化に向う動因がないことはいうまでもない。

このようにして、農産物流通における不等価交換と流通費用の増大を合理化するために、独占段階において、国家の市場介入が本格化する。しかし、この流通合理化を商業資本の機能制限を通じて行なうことは、国家にとっての費用負担は大きく、その効果においても必ずしも十分なものとはならないであろう。ここに、農業協同組合の育成が開始される。では、この要請に農業協同組合はいかにして応えていくのであろうか。

#### IV. 商業資本論の展開と協同組合

以上の考察をもとに、ここでは協同組合を商業資本論の適用として、どのように、どこまで解明しうるかを試論的に提起しておこう。その際の基本視点は次のように要約できる。

第一に、農業における商業の展開をみるためには、商業の資本主義成立に対してもつ特殊な関係を独自に考察しなければならないということである<sup>36)</sup>。交換価値を目的とする商業と商業資本は、あらゆる使用価値を目的とする旧生産様式に分解的に作用する。しかし、商業が旧生産様式をどれだけ分解するか、また、どのような新しい生産様式を生み出すかは旧生産様式そ

35) 「分断」の意味は二重である。一つには、資本制商業それ故資本主義の再生産過程から分断され、二つには、農産物流通内部の各段階ごとの商業資本の間にも分断がみられるということである。このことは、商業信用あるいは農業金融が著しく未発達なことに象徴的にみられる。

36) 見田石介他監修『マルクス主義経済学講座』(下)、新日本出版社、1971年、172ページ。

のものに依存する。とくに、小農生産を支配的形態に進展する農業での商業の展開は、なお相対的に独自の分析を経て資本主義的商業に媒介されなければならない。

それ故、第二に、協同組合への商業資本論の直接的適用は不可能であり、農業の商業の発展と農協との相互関連のなかで解明されなければならない。とくに、農協の商業資本としての独自性を明らかにするためには、全ての商業資本機能を念頭におき、その跋行的展開過程が歴史的に究明されなければならない。

堅持すべき第三の視点は、協同組合が介在・存立する契機・可能性と現実に成立・展開する論理とは峻別すべきであるということである。例えば、協同組合は組合員への奉仕を原則とするということと、現実に協同組合が奉仕しえるのか否かということは全く異なったことがらである。

この視点から、まず、IIにおいて提起しておいた課題にこたえる形で、小農生産を基盤とした協同組合の成立と展開を概観しよう。

農協存立の可能性は、前期的商業資本の小農からの取奪によって与えられる。とはいえ、独占以前の段階では、協同組合として一度成立したからには、自らもまた前期的商業資本の性格をおびざるをえない。しかし、小農自身の資本蓄積の未発展ななかで成立した農協は、未だ前期的商業資本に対抗しえないであろう。それは、前期的資本が「完全卸売商業」として行動するのに対し、農協はまだそれらの機能を十分に果しえないことによる。とりわけ、金融機能と「追加的生産過程」で前期資本に対抗できないかぎり、農協の共同販売も成功しえないであろう。

このようにして、農業の販売事業を本来的に共同販売＝委託商業と規定することはできないのであり、そこに農協の独自性をみることはできない。農協が農産物流通に自立的に介在するとき、農協もまた他の農産物取扱商業資本と同様に前期的性格をおびざるをえない。この時、農協の商業資本としての独自性は、全ての商業機能を果しえないという不完全性に求められる。もとより、この農協の商業資本としての不完全性は、究極的には農業の使用価値的制限と小農経済の資本蓄積の未発達に規定されるのではあるが、農協として存立するかぎり、相対的自立性をもって商業資本としての完成化を志向する。この農協の商業資本機能のとりこみは、小農の蓄積力が弱ければ弱い

程、国家的援助に依存しつつ展開されるであろう。

次に、独占段階において、小農の商業的農業の進展と農産物の全国市場の形成は、農協の成立条件を強化する。しかし、ここから直ちに農産物取扱商業資本の手数料化が進み、これに農協が適合するから成立するとはみなしえない。この段階においても、農業に介在する商業資本は前期的性格を保持しており、この商業資本の行動が独占段階の農産物市場問題を一層加重して激化させる要因となる。ここで国家の市場介入が、農業問題を資本蓄積にとっての重圧と感じ始めた独占資本の意を受けて、本格的に開始される。この市場政策の展開が、農産物取扱商業資本にとっては商業機能の制限となって現われるのに対し、農協にとっては商業資本としての機能の強化・完成化として現われる。このことが、農協が収集過程での前期的商業資本を排除しうる条件をなすが、その論理は次のようなものであろう。

もとより、小農の商品生産の発展による農産物の種類と量の増大は、収集過程にある商業資本間の競争を強め、そこでの商業資本の収縮傾向をもたらずであろう。しかし、この収縮傾向は、小農的農業の使用価値的制限を受け、収集段階を排除してしまうものではない。すでにみた「段階排除の論理」を採用すれば、農業の市場問題を自己の支配にとつての桎梏と感じる独占資本にとって、なお商業資本に依存する根拠があるにも拘わらず、それを排除しなければならないのである。ここで商業資本に代位する経済組織が要請され、しかも商業資本排除にともなう流通費用を極力負担できるものとして、農協の育成が図られてくる<sup>37)</sup>。

わが国の総合農協を念頭におけば、概略次のようにみることができよう。まず、小農の零細な資金を信用事業としてかき集め、これを制度金融等によって補強し、商業資本の金融及び信用供与の機能を付与する。また、販売事業では、流通施設等への政策的援助によって「追加的生産過程」を担当し

37) 農協が委託販売を行なうのは、主に農協が政策的援助によって流通施設を整備していくことによるが、さしあたりは、商業資本の機能制限の一環である。しかし、委託商業とはいえ、農産物のばあい「販売の困難」は解決されているのではない。ここに、流通合理化を商業資本によるか農協によるかの決定的差異がある。つまり、販売に伴う市場危険を商業資本が負担すれば、流通費用の増大が避けられないのに対し、農協の委託販売では、その危険負担が基本的に小農に転嫁されるのである。

うる機能を与える。これを根拠に、委託販売方式を強制することによって、市場危険負担を基本的に農協、つまり、小農に転嫁させた。この過程は、農産物の種類や商品特性によって必ずしも一様ではないが、このような政策展開のなかで、収集過程の前期的商業資本は排除され、農協の代位・進出が進められたといえよう。

しかし、ここで強調しなければならないことは、第一に、国家的な農協の育成政策は、農協の商業資本としての完成化としてあらわれ、そのかぎりで、不完全な商業資本としての自らの完成化の要求に沿うものである。であるからといって、第二に、農協の経済行動、発展方向が国家の農業政策や市場政策と同一であるとはみなせないということである。つまり、農協は農産物取扱商業資本の機能制限のなかではじめて広汎に存立してくるが、この機能制限を可能ならしめたのは、政策的には国家資金の投入であり、制度的には地域独占の供与である。そして、この前提の下でこそ、農協は、小農経済を発生基盤としながらも、商業資本としての実質を完成させたのである。ここに、小農に対してのみならず、国家の農業政策に対しても相対的に独自の行動をとらざるをえない根拠が与えられる。

今日のわが国の農協問題もまた、このような商業資本として完成した農協の自立的展開としてとらえられるものと思われる。とりわけ、自らの成立の前提、そのものが揺らぐなかでの、新たな対応とみなしうるのではなかろうか。とはいえ、このような現実の農協の運動は、農協の組織と経営そのものの分析によって解明されなければならない。商業資本論は、このための一般の基準を提供するものとして位置づけられる。

## V. 結 語

本稿は、協同組合への商業資本論の適用というかぎられた視界から、これまでの研究成果を検討し、若干の自説を試論的に提起した。

本稿の考察の範囲でも残された課題は多い。その最大のものは、国家独占資本主義とその政策を全くとりこんでいないことである。これとも関連し、今後は流通問題と市場問題との総合的理解という課題を追求していきたい。あわせて、本稿を一つの作業仮説とし、今後の実証研究によって検証をはかりたい。